

議案第 24 号

小城市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

小城市生涯学習センター条例施行規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 28 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

利用許可申請の受付期間等の見直しに伴い、規則を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

小城市生涯学習センター条例施行規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「3 月前」を「3 箇月前」に改め、同項ただし書中「2 週間前」を「2 箇月前」に改め、同条第 5 項を削る。

第 9 条第 1 項第 2 号ただし書中「、入場料を徴収するときは」を削り、同項第 3 号中「で、入場料を徴収して」を「に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第24号 小城市生涯学習センター条例施行規則（平成17年小城市教育委員会規則第28号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（利用許可の申請）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の申請書は、利用しようとする日の<u>3月前</u>から1日前までに提出するものとする。ただし、市外居住者は、利用日の<u>2週間前</u>から1日前までとする。</p> <p>3及び4（略）</p> <p>5 <u>申請書の受付は、月曜日から金曜日（休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。</u></p>	<p>（利用許可の申請）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の申請書は、利用しようとする日の<u>3箇月前</u>から1日前までに提出するものとする。ただし、市外居住者は、利用日の<u>2箇月前</u>から1日前までとする。</p> <p>3及び4（略）</p>
<p>（使用料の減免）</p> <p>第9条 条例第11条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 市又は教育委員会が教育及び文化の振興並びに福祉の増進のため後援する行事若しくは研修又は生涯学習諸団体若しくは補助育成を必要とする団体の活動若しくは行事に利用するとき 使用料の10分の8に相当する額。ただし、<u>入場料を徴収するときは</u>、附属設備の使用料及び冷暖房使用料を除く。</p> <p>(3) 市内居住者が営利を目的としない文化的又は体育的行事<u>で</u>、入</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第9条 条例第11条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 市又は教育委員会が教育及び文化の振興並びに福祉の増進のため後援する行事若しくは研修又は生涯学習諸団体若しくは補助育成を必要とする団体の活動若しくは行事に利用するとき 使用料の10分の8に相当する額。ただし、<u>_____</u>、附属設備の使用料及び冷暖房使用料を除く。</p> <p>(3) 市内居住者が営利を目的としない文化的又は体育的行事<u>に</u></p>

場料を徴収して利用するとき 使用料の10分の5に相当する額。ただし、附属設備の使用料及び冷暖房使用料を除く。

2 (略)

_____利用するとき 使用料の10分の5に相当する額。ただし、附属設備の使用料及び冷暖房使用料を除く。

2 (略)